

政策決定会議概要（2月6日開催分）

日 時 令和6年2月6日（火曜日）8時45分～9時15分
場 所 市役所本館2階 会議室

【案件】箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の改正について

出席者

委員 市長、副市長、市政統括監
担当部 教育長、副教育長兼子ども未来創造局長、同局学校教育監、同局教育政策室職員
事務局 市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・「箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例」の改正について

結 論

- ・原案ついては了とし、「箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例」の改正について、令和6年箕面市議会第1回定例会にて条例改正の議案を提出する。

質疑・意見等

- Q: 新設校の開校は令和14年度より早めることは可能か。
A: 新設校の開校時期は市立病院の移転時期に影響する。開校は令和14年度が最短の見込みである。
- Q: 新設校開校まで最短で進められた場合、どのような動きをとることになるのか。
A: 条例改正案及び予算案が可決された場合、令和6年度から新設校建設のための基本構想・基本計画の策定に取りかかる。その後令和7年度から設計を開始し令和10年度以降に市立病院の解体、土地の造成、校舎の建設を行い、令和14年度に新設校開校となる。
- Q: 第五中学校の移転は、生徒の通学にどのような影響があるか。
A: 第五中学校の移転により学校が中学校区の中心に位置することから、通学距離の面で、著しく不利益が生じるエリアがなく、また、移転予定地の周辺道路は、比較的に見通しが良く、歩道も整備され、複数箇所に信号が設置されていることから、学校の移転により学校周辺の通学の安全性は向上するものと考えている。

以上